

ちば合同労組は、どんな職種の職場にも分会や支部という形で労働組合をつくることのできる地域合同労働組合です。私たち労働者にいま何よりも必要なのは闘う労働組合です。派遣などの非正規雇用の労働者が数十万人単位でクビを切られています。労働組合が反撃しないから好き放題にされているのです。労働組合は、労働者が団結して、首切りや賃下げ、不当な攻撃と闘う、労働者の組織です。

◎偽装請負の職場に労働組合ができた

先日も、ある偽装請負の職場での解雇事件から職場に労働組合がつけられました。偽装請負は、労働基準法や最低限の労働派遣法すら無視したやり方です。労働者を「商品」のように扱い、雇用や安全の責任も負わずに、請負労働者を派遣と偽って低賃金でこき使っていました。直接雇用の申し込み義務もまったく無視されていました。

この偽装請負の職場で「上司の指示に異議を唱えた」ことをきっかけに、「仕事ができない」などの理由をこじつけて解雇通告をしてきたのです。これに対して、職場の仲間ではちば合同労組の分会を結成しました。職場の仲間からも「こんなに簡単に労働者のクビを切るのをおかしい」という声があがりました。

団体交渉や社前ピラマキ、昼休みの集会などでまわりの労働者の応援も得て、ついに解雇撤回をかちとり、いまま職場で元気に働いています。「なぜ労働組合が必要なのか」を示し、「労働者には会社と闘う力が労働者にはある」と訴えて、団結が広がっています。

◎労働者が社会を動かしている。経営者じゃないっ！

今、20～30代の2人に1人が派遣などの非正規雇用に置かれています。1000万人規模の若者が時給800円とか、日給いくらで奴隷のようにこき使われています。労働者は奴隷じゃない！ ボーナスや昇給もほとんどなく、賃金は正社員の半分以下。ギリギリ生きていくだけの賃金さえ与えられない。いつ、クビになるか分からない状況に置かれ、生活も未来も奪われています。

労働者を人間とも思わず、奴隷のようにこき使い、いらなくなったら切り捨てる……こんな社会はもう終わりです。実際に働いて職場を動かし、社会を機能させているのは私たち労働者です。「会社あつての労働者」というのはウソです。労働者がいるからこそ社会は動いているんです。

◎労働組合が社会の最前線に登場する時代が来た

一人ひとりの労働者は確かに弱い存在かもしれませんが。でも労働者が怒りをひとつにして団結して「この職場を動かしているのは経営者や管理職ではなく、現場の労働者だ」と宣言して職場に登場したら、現場の状況は一変します。それが労働組合の力です。労働組合が社会の最前線に登場する時代が来ました。こんな労働組合が職場にどんどんつくられていったら状況は変わります。ちば合同労組は、1980年代の国鉄分割・民営化に対してストライキで闘った国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）とともに闘う合同労組です。労働相談、労働組合づくり相談を随時受け付けています。ぜひご連絡下さい。

ちば合同労組は、どんな職場にも労働組合(分会)をつくることのできる地域合同労働組合です

業種や雇用形態に関係なく誰でも一人でも入れます

労働組合ができていいよ

◎使用者と団体交渉ができます

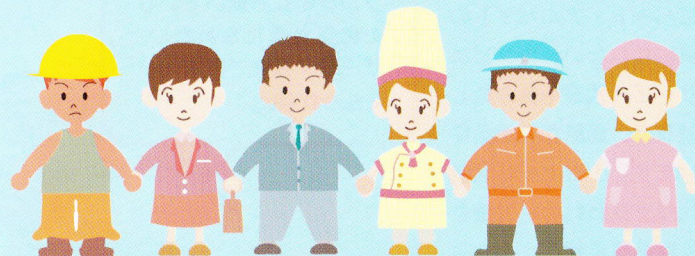
労働組合には、資本金（使用者）と団体交渉する権利があります。憲法や労働組合法で保障されています。

◎賃金・有給休暇などの協約も

賃金や労働時間、有給休暇、職場の安全・衛生問題などで労働組合と会社や使用者とのあいだで協約を結ぶことができます。協約は就業規則や法律よりも優先させます。

◎ストライキもできます

労働者の団結を強め、要求を貫徹するためにストライキをすることもできます。憲法や労働法で保障された権利です。



組合づくり相談、労働相談、加入の申し込み、お問い合わせは、

ちば合同労組

TEL 043-225-2207 E-mail chiba_goudou@yahoo.co.jp

住所 千葉市中央区要町2-8DC会館内

ホームページ http://park.geocities.jp/union_chiba/

職場に労働組合をつくろう

不当解雇・賃金未払い・サービス残業・長時間労働
不安定雇用・偽装請負・労災事故・名ばかり管理職・・・

要員不足で仮眠もとれない夜勤で健康を損なった。仕事は好きだけど賃金が



人員削減などの合理化によって仮眠もとれない夜勤や日直の連続で健康を損なう医療労働者が増えています。小さな個人病院では就業規則がありません。大手介護会社が不正を働いたり、あまりに低い賃金水準と人員不足などの過酷な労働実態を改善しよう。

人手不足で長時間の労働時間で働いているのにパート・アルバイトのまま正社員になれない。コンビニ業界では、サービス残業や休みなしの夜勤の連続など、過酷な労働条件が横行しています。1日15時間働いても残業代が支払われない労働者もめずらしくはありません。

フルタイムで働いているのに正社員になれない。サービス残業で残業代が支払われない。



電話一本で突然の契約解除。寮からも追い出された。こんな使い捨ては本当に許せない！



「派遣切り」がさまざまな職場で横行しています。市役所や保育園などでも非正規雇用が増え、官製ワーキングプアと言われています。低賃金での長時間労働のあげくの使い捨て解雇は許せません。「派遣切り」に対し数多くの工場で組合をつくってストライキで闘っています。

あなたは有給休暇をとっていますか

パートや派遣などの非正規労働者でもとれます

パートや派遣でも、年次有給休暇（年休）を請求する権利があります。法律上の条件を満たし、本人の申し出があれば、会社は拒否できません。6カ月継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤していれば、年休は必ず取れます。

パートでも週30時間または週5日以上働いていれば正社員と同じ日数の年休がとれます。働き始めて6カ月で10日、1年半で11日と増えていきます。

週30時間未満かつ週5日未満なら、労働日数に比例した日数の年休をとれます。週3日の勤務なら6カ月働けば5日の年休です。短期間契約でも、契約を更新しながら6カ月以上働いていれば、「継続勤務」の要件を満たします。

チェックポイント

パートや派遣でも法律上の権利です
年休は働く権利、日数に応じてとれます
年休をとらせない使用者には厳しい罰則

あなたも労働相談ボランティアになりませんか

「ちば合同労組」には、若者を中心に多くの労働者から、「職場に労働組合をつくりたい」「賃金が支払われない」「不当に解雇された」などの労働相談が寄せられます。相談者は労働組合が初めての方が多く、組合づくりをサポートしたり、相談によって一緒に取り組んでくれるスタッフが必要です。地域の労働者、定年退職者、学生のみなさん。あなたも労働相談ボランティアになりませんか。労働組合が未経験の方でも大丈夫です。ぜひ「ちば合同労組」に連絡下さい。